

---

プロジェクト	企業結合 子会社株式等の減損とのれんの減損の関係
項目	第 98 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、子会社株式等の減損とのれんの減損の関係について審議された、第 98 回企業結合専門委員会（2018 年 5 月 7 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

### 資本連結実務指針第 32 項を削除する事務局の提案について

2. 資本連結実務指針第 32 項は理屈的には削除すべきであるという事務局の提案には同意する。ただ、減損会計には国際的にも議論されているように「too little too late」の問題があると認識しており、減損会計についてはいずれは見直す必要があるのではないかと考えている。

### 株価と比較する「帳簿価額」について

#### (いずれの方法によることも認められるとする事務局の提案に賛成する意見)

3. 株価が「当初の取得原価」に対して下落した場合（案 1）でも、「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」に対して下落した場合（案 2）でも、減損の兆候には該当すると考えられ、定め方については同意する。
4. 作成者としては、案 2 は、理論上は理解できるものの実務上は適用が困難な状況も考えられる。いずれの方法もある程度理屈があると考えられ、それぞれに支持する意見があることを考えると、実務上の実行可能性も踏まえ両案とも残しておけばよいのではないかと考えている。
5. 監査人としては、減損損失の計上漏れが生じないように、個々の企業ごと又は決算期ごとに、状況に応じて、いずれかの方法又両方の方法を用いて減損の兆候の判定を行うことになるのではないかと考えている。
6. いずれの方法にも論拠があると考えられるため、1つの方法に決めないのは致し方ないと考えるものの、結論の背景に「いずれの方法によることも認められるものと考えられる」と記載する事務局の文案は適当ではないと考えられる。例えば、「定めを置かないこととした」とすることが考えられる。

**(いずれの方法によることも認められるとする事務局の提案に反対する意見)**

7. 利用者としては、実務で継続性は図られるとしても、いずれの方法でもよいこととした場合に、減損の兆候の識別が遅くなる方を選択されることについて懸念があるため望ましくないと考えられる。
8. 会計基準の規律と言う意味では、いずれの方法も適用できるという選択制にすることは適当ではないと考えられる。
9. 事務局が示した「いずれの方法によることも認められるものと考えられる」との記載は会計方針として選択できるかのように読めるが、案1についても案2についても、減損の兆候の例示であって、該当がある場合にはいずれも検討しなければならないという考え方を記載する方がよいのではないか。

**(案1:「当初の取得原価」と比較する方法を支持する意見)**

10. 仮に1つに決めなければいけないのだとすれば、案2では連結上の簿価を算出する実務上の負担がある場合もあるため、案1でよいのではないか。案1はIFRSにおける持分法関連会社に対する投資に関する減損の兆候の取扱いとも整合していると考えられる。

**(案2:「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額(借方)との合計額」と比較する方法を支持する意見)**

11. 連結財務諸表の論点であることを考えると、連結上の簿価との比較を行うことが適切であると考えられる。

**減損会計適用指針の改正案(文案)について**

12. 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」との用語の整合性(減損会計適用指針第40項、第73項)についても併せて見直すことが考えられる。

以 上